

法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会 第3回会議配布資料	5
--	---

要綱（骨子）の修正について

要綱（骨子）の修正について

○ 秘匿措置の対象事項

【A案】

原案のままとする。

【B案】

要綱（骨子）全体を通じて、秘匿措置の対象事項を、要綱（骨子）第一の一 1 (1)及び(2)に掲げる者の個人特定事項とする。

【C案】

要綱（骨子）全体を通じて、秘匿措置の対象事項を、被害者の氏名及び住居とする。

○ その他

【X案】

原案のままとする。

【Y案】

以下のように修正する。

第一 起訴状における個人特定事項の秘匿措置

一 起訴状の抄本の送達等

1～13 （略）

14 5又は10により条件を付する措置をとった場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

二 被告人又は弁護人に対する個人特定事項の通知

1～4 （略）

5 2により条件を付する措置をとった場合において、刑事訴訟法第二百九十九條の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

三 弁護人による訴訟に関する書類又は証拠物の閲覧及び謄写の制限

1 裁判所は、一 1 (1)に掲げる被害者について一 4 又は 9 による起訴状の謄本の提出があった場合において、当該措置に係る氏名又は住居が一 1 (1)に掲げる被害者のものに当たる場合であって、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が刑事訴訟法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、弁護人に対し、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る氏名又は住居（いずれも被害者のものに限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる~~するもの~~とし、ただし、当該措置に係る被害者の供述の証明力の判断に資するような被告人

その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

- 2 裁判所は、一 1 (1)に掲げる被害者について一 6 又は11による一 1 の抄本の提出があった場合において、当該措置に係る氏名又は住居が一 1 (1)に掲げる被害者のものに当たる場合であって、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が刑事訴訟法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る氏名又は住居（いずれも被害者のものに限る。）が記載され若しくは又は記録されている部分の閲覧若しくは又は謄写を禁じ、又は弁護人に対し、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる~~なければならぬ~~ものとし、ただし、当該措置に係る被害者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

3 一又は二により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する措置をとった場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

四 起訴状の朗読方法の特例

一 3 による措置がとられた場合においては、刑事訴訟法第二百九十一条第二項後段の規定は、二 1 による措置~~（同(2)に該当することを理由とするものに限る。）~~がとられた場合に限り適用するものとし、この場合において、同項後段中「起訴状を」とあるのは、「一 3 による措置に係る個人特定事項の全部について二 1 の決定があった場合にあっては起訴状を、一 3 による措置に係る個人特定事項の一部について二 1 の決定があった場合にあっては起訴状の抄本であって当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを」とするものとする。

五 (略)

第二・第三 (略)

第四 裁判書等における個人特定事項の秘匿措置

- 一 **裁判所は、第一の一 1 (1)に掲げる被害者について第一の一 3 による措置をとったがとられた事件については、~~刑事訴訟法第四十六条の規定にかかわらず、~~被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から**刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があった場合において、当該措置に係る氏名又は住居が第一の一 1 (1)に掲げる被害者のものに当たる場合であって、検察官及****

び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本であってのうち当該措置に係る氏名又は住居（いずれも被害者のものに限る。）が記載がないものをされた部分について、同条の規定による交付の請求をすることができる ~~な~~ものとし、ただし、当該措置に係る被害者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

二 裁判所は、第一の一 1 (1)に掲げる被害者について第一の一 5 又は10による措置をとった事件について、弁護人から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があった場合において、当該措置に係る氏名又は住居が第一の一 1 (1)に掲げる被害者のものに当たる場合であって、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書に当該措置に係る氏名又は住居（いずれも被害者のものに限る。）が記載されているときは、 ~~弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、~~ 弁護人に対し、これらに記載されている当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる ~~な~~ものとし、ただし、当該措置に係る被害者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

三 裁判所は、第一の一 1 (1)に掲げる被害者について第一の一 7 又は12による措置をとった ~~がとられた~~事件については、~~刑事訴訟法第四十六条の規定にかかわらず、~~ 弁護人から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があった場合において、当該措置に係る氏名又は住居が第一の一 1 (1)に掲げる被害者のものに当たる場合であって、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本であってのうち当該措置に係る氏名又は住居（いずれも被害者のものに限る。）が記載がないものをされた部分について、同条の規定による交付の請求をし、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、 弁護人に対し、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる ~~な~~ものとし、ただし、当該措置に係る被害者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

四 二又は三により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する措置をとった

場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

五 刑事訴訟法第二百九十九条の四、**第二百九十九条の五第二項**又は第二百九十九条の六の規定による措置をとった場合において、裁判書又は裁判を記載した調書に当該措置に係る氏名又は住居が記載されているときについても、一から**四**までと同様とすること。

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 (略)